株式会社地域経済活性化支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十一号

株式会社地域経済活性化支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第四十三条第二項及び中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社地域経済活性化支援機構法施行令（平成二十一年政令第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項第一号中「支援決定」を「再生支援決定」に改める。

第三条中「一兆六千九百九十億円」を「一兆円」に改める。

第五条中「第二十二条第一項第一号」の下に「又は第三号」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　茂木　敏充

土地改良法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十二号

土地改良法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項及び第六項、第八十九条の二第十四項並びに第百二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「又は変更であつて、前号」を「若しくは変更又はため池の変更であつて、前号」に改め、同項第三号中「暗きよ排水」を「暗渠排水」に改める。

第五十条第一項中「第六項まで」を「第七項まで」に改め、同項第一号の三中「第八項」を「第九項」に改め、同項第一号の四中「暗渠排水」を「暗渠排水」に改め、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　法第八十五条第一項又は法第八十五条の二第一項の規定により都道府県が遊休農地利用増進土地改良整備計画（現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地又は当該農地となるおそれがある農地が相当程度存在する地域におけるこれらの農地の農業上の利用の増進に寄与することが明らかな農業用用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、農業用用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするものでなければならない。

第五十条の二の二第三項中「第五十条第八項及び第九項」を「第五十条第九項及び第十項」に改める。

第五十一条の二中「復旧関連事業」の下に「及び福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第八条第一項又は第三項の規定により国が行うもの」を加える。

第七十八条第一項第二号の四の次に次の一号を加える。

二の五　法第八十五条第一項又は法第八十五条の二第一項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、遊休農地利用増進土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額

第七十八条第一項第三号中「前号」を「第二号の四」に改め、同条第二項の表沖縄県の項中「前項第二号の四　百分の五十五　百分の七十五」を「前項第二号の四　百分の五十五　百分の七十五」に改め、同表奄美群島の項中「前項第二号の四　百分の五十五　百分の七十」を「前項第二号の四　百分の五十五　百分の六十」に改め、同表離島の項中「前項第二号の四　百分の五十五　百分の六十」を「前項第二号の四　百分の五十五　百分の六十」に改め、同条第五項中「及び第八号」を「、第二号の五及び第八号」に改める。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第二号中「暗きよ排水」を「暗渠排水」に改める。

附則第三項中「又は変更を」を「若しくは変更を」に、「事業と一体」を「事業又は同項第二号若しくは第三号に掲げる事業と一体」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、第八項を第六項とし、第九項及び第十項を削り、第十一項を第七項とし、第十二項から第十九項までを四項ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五十一条の二の改正規定は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正）

2　東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「第六項」を「第七項」に改め、同条第二項中「第二号の四」を「第二号の五」に改める。

農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三